

3 市民体育館の使用料

種 別		専用使用				
		使用区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
主競技場	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	一般・学生	円 4,000	円 6,000	円 8,000	円 18,000
		児童・生徒	2,000	3,000	4,000	9,000
	その他の場合	平日	8,000	12,000	16,000	36,000
		土・日曜日	12,000	18,000	24,000	54,000
		休日				
	多目的室(A)	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500
児童・生徒		500	700	1,000	2,200	
多目的室(B)	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
弓道場	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
卓球場	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
トレーニング室	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
会議室		(1時間につき) 200円				
役員室		(1時間につき) 100円				
個人使用						
種 別		使用料				
一般・学生		(1回につき) 200円				
児童・生徒		(1回につき) 100円				

備考

- 1 市民体育館の主競技場の専用使用は、全面、2分の1又は4分の1の単位として行い、その専用使用料は、規定使用料の全額から4分の1に相当する額とする。
- 2 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。